



図3-7-2 階段の構造と評価

### 3-7-4 踊り場

1. 階段の高さが3mを超える場合においては、その途中に踊り場を設ける。
2. 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2m以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とする。

高さ3mを超える高さの階段の場合は、高齢者等が昇降途中に休憩できるように、階段の途中に踊り場を設ける。横断歩道橋の場合は、その必要高さから少なくとも1箇所以上の踊り場が必要となる。

**地下横断歩道に接続する折れ階段の踊り場等や、階段と通路、傾斜路との接続部等において進行方向の見通しが悪い箇所では、鏡を設置することが望ましい。**